

公益社団法人福山市シルバー人材センター独自事業実施要綱

(事業の趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人福山市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の独自事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(独自事業の目的)

第2条 独自事業は、会員の就業機会の拡大・確保のため、かつ地域社会に貢献し、就業を通じて生きがいや社会参加につながることを目的とする。

(事業立上げの要件)

第3条 独自事業の立上げには、3人以上の会員を必要とする。

2 代表及び副代表を選出し、新規事業提案書(様式第1号)に必要な事項を記入の上、理事長に届け出るものとする。

(事業の実施)

第4条 事業の実施については、事業委員会及び理事会の協議・承認を条件とする。

(運営上の留意点)

第5条 独自事業の実施にあたっては、公益社団法人としての趣旨を尊重し、一般民間企業と直接的に競合する事業、運営上のリスクが大きいもの及び作業に危険を伴うものは避けること。

2 独自事業の開発や実施にあたっては、会員グループの自主性・自発性を尊重し、会員グループの創意と工夫により、会員自らが運営することを基本とする。

3 「自主・自立、共働・共助」の理念のもと、会員誰もが参加できる体制であること。

4 事業の種類や内容によっては、必要な許可を取得すること。

5 就業会員の配分金は、実施した事業の収入総額から、事務費・材料費・その他必要経費を差し引いた後の額を、会員の就業実績に応じて配分することを基本とする。

6 独自事業の実施に伴う収支は、均衡であることを原則とする。

(事業の報告)

第6条 事業の報告は、毎年度終了後に当該年度の活動報告書(様式第2号)に、必要書類等を添えて、理事長に提出するものとする。

(事業の廃止)

第7条 実施している独自事業が次のいずれかに該当し、事業を廃止しようとする場合は、

理事会の承認を得るものとする。

- 1 会員数が第3条に規定する人数に満たない場合
- 2 収支が著しく不均衡な場合
- 3 多大の損害が生じる場合
- 4 センターのイメージを損なった場合
- 5 前各号の他、本要綱に違背し、センターの独自事業としてふさわしくないと認められる場合

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

新規事業提案書

申請日： 年 月 日

提案者		連絡先	
会員番号	会員名前	住所	電話番号
(1)			
(2)			
(3)			

※事業提案には最低3名が必要です。(1)に代表者・(2)に副代表者を記入してください。

① 事業名 (教室名)	
② 事業内容	
③ 事業目的	
④ 事業経費	
⑤ 事業効果	
⑥ 事業目標 (方向性)	
⑦ 商品見本等	あり ()・なし
⑧ 添付資料等	あり ()・なし
⑨ 事業開始予定	年 月 日から
⑩ その他	

年 月 日

福山市シルバー人材センター 理事長 様

代表者 _____

〈会員 No. _____〉

独 自 事 業 活 動 報 告 書

年度の事業について、以下のとおり報告します。

① 事業名 (教室名)			
② 活動内容			
③ 就業会員	実人員 人	年間就業延人員 人	
④ 参加者 (③を除く)	会 員:延 人 非会員:延 人	④`対象条件	
⑤ 参加内容			
⑥ 事業実績 * 班独自の書式の提出でも可 * 必要書類があれば添付すること	区 分	金 額	備 考
	収入総額 (A)		
	支出総額 (B)		
	配分金		
	事務費		
	材料費		
	その他		
	差引額 (C=A-B)		
⑦ 事業の成果			
⑧ 次年度の 目標等			
⑨ 課題等			